

第百三十六回 参議院 地方行政委員会 會議録 第九号

平成八年四月九日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 菅野 壽君
理事 鎌田 要人君
溝手 顕正君
統 訓弘君
渡辺 四郎君

委員

関根 則之君
竹山 裕君
谷川 秀善君
真鍋 賢二君
松浦 功君
山本 一太君
岩瀬 良三君
小川 勝也君
小山 峰男君
和田 洋子君
清水 澄子君
有働 正治君
西川 潔君
田村 公平君

國務大臣

自治大臣

倉田 寛之君

政府委員

警察庁長官官房
総務審議官
自治政務次官
自治大臣官房長
自治省財政局長
消防庁長官

山本 博一君
山本 有二君
二橋 正弘君
遠藤 安彦君
秋本 敏文君

事務局側

常任委員会専門員 佐藤 勝君

説明員

総務庁行政管理
局管理官 浜田 恵造君
総務庁行政監察
局監察官 鎌田 英幸君

本日の会議に付した案件

○消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(菅野壽君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。倉田自治大臣。

○國務大臣(倉田寛之君) ただいま議題となりました消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、消防団員等公務災害補償等共済基金を、消防団員等公務災害補償等共済制度の公正かつ確実な実施を確保しつつ、民間法人化し、その経営の活性化及び効率化に資するため、役員の選任、財務等についての政府の関与を縮小する等の所要の改正を行うものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、消防団員等公務災害補償等共済基金に関する事項についてであります。

命制を廃止し、基金における選任に対し自治大臣が認可すること、財産目録及び事業状況報告書等に係る自治大臣の承認に関する制度を廃止し自治大臣への提出のみとする等、国の関与の縮小を図ることとしております。また、基金の目的及び業務について所要の規定の整備を行うこととしております。

第二に、指定法人制度の導入に関する事項であります。

基金のほか、自治大臣の指定する者は、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業並びに消防団員等福祉事業の業務を行うことができるものとし、その指定の手續、要件等を定めることとしております。

第三に、消防団員等公務災害補償等責任共済について、消防団員等公務災害補償等責任共済契約の締結、市町村等に対する経費の支払い等に関し所要の規定の整備を行うとともに、消防団員等福祉事業の内容に消防団員等の公務上の災害を防止するために必要な事業を加えることとしております。

そのほか、この法律の題名を消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律に改めるとともに、罰則その他について所要の規定の整備を図ることとしております。

なお、この法律は、一部の経過措置を除き平成九年四月一日から施行することとしてしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(菅野壽君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小山峰男君 私、今回の法律案につきまして御質問させていただきます。

まず、この法律案によりまして、消防団員等の公務災害補償等責任共済事業に指定法人制度が導入されるわけでございます。消防団員等公務災害補償等共済基金と自治大臣が指定する法人とが並立して消防団員等の公務災害補償等責任共済事業を行うというふうになるわけでございますが、この指定法人制度を導入するねらいというのを聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(倉田寛之君) 今回の改正案は、特殊法人の整理合理化の一環といたしまして、消防団員等公務災害補償等共済基金を民間法人化しようとするものでございます。

これによつて導入をされます指定法人制度につきましては、消防基金以外の自治大臣が指定する法人も消防団員等の公務災害補償等共済事業に資することができるようになるものでございます。

これによりまして、この事業につきましては消防基金の制度的な独占が排除されまして、消防基金の経営の活性化であるとか事業の効率化であるとかに資してまいらうというふうに考えておるところでございます。

○小山峰男君 ただいま特殊法人の整理合理化の一環として自治省でお考えとお聞きしたわけでございますが、自治省には特殊法人が二つしかないというところで、苦しい紛れの整理合理化かというふうにもお見受けするわけでございます。それにしても、ある意味では非常に中途半端な形になっているんじゃないかという感じがし受けるわけでございますが、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(倉田寛之君) 今回の改正案は、御指

摘もございましたが、行政改革の一環といたしまして特殊法人の見直しを行うこととされたことに対応して、自治省所管の特殊法人につきまして、法人のあり方であるとかあるいはその事業について真剣な検討を重ねてまいりました結果、消防基金の民間法人化を図ることとしたものでございます。

具体的には、指定法人制度の導入あるいは役員選任等につきまして国の関与を縮小することによりまして、消防基金の経営の活性化であるとかあるいは事業の効率化を図ろうといったところとあるでございます。行政改革の理念に沿いました特殊法人の見直しとして意義あるものというふうに考えておるところでございます。

○小山峰男君 この問題についてはまた後ほどお聞きしたいと思っております。

次に、この消防基金と自治大臣が指定した法人とでは掛金の額とか給付水準などがどのように調整されるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(秋本敏文君) 消防団員等の公務災害補償等責任共済制度、これは先生御存じのとおり、消防団員の方々が安心して消防防災活動に従事することができるようになりますために、消防団員等の公務災害補償あるいは消防団員の退職報償金の支給に要します経費につきまして市町村の掛金を原資として市町村が共同して補てんする、そういう公共性、公益性の高い制度でございます。市町村の間で災害補償や退職報償金の支払いの額あるいはまた掛金の額が異なるというようなことは適当でないと考えられますので、指定法人につきましても、こうした額につきましては消防基金と契約している場合と同一にしたいというふうに考えているところでございます。

また、消防基金、指定法人がその実施に努めることとされております消防団員等福祉事業につきましては、消防基金、指定法人それぞれが常勤の地方公務員について実施されます福祉事業の実態を考慮しながら、それぞれの判断で実施をするというふうに思っております。

ということにいたしておるところでございます。

○小山峰男君 給付水準あるいは掛金が同じというふうなことであるとすれば、指定法人制度を導入するということの意味が本当にあるのかなという気もいたすわけでございまして、その辺もう一度お願ひしたいと思います。

○政府委員(秋本敏文君) 指定法人制度を導入することによりまして、これまで消防基金が独占的にやることとされております消防団員等の公務災害補償等共済事業に、自治大臣が指定する法人が参入できる道が開かれるということになります。したがって、市町村等はそういう指定法人が参入できると、消防基金または指定法人のいずれかと任意に契約をすることができるということになってまいります。そうなりますと、基金にとりましていわばライバルが登場するということにもなってくるわけでございまして、消防基金及び指定法人の経営努力が促されまして、経営の活性化、効率化が促進されるというふうに考えられるわけでございます。

○小山峰男君 この指定法人につきましては、民法三十四条の公益法人を指定するということになっていくようにございまして、現実問題として、現在全国の市町村が基金に加入しているという中で、新たにこういう民法三十四条の法人が設立されてくる可能性というのはほとんどないのではないかと、むしろ絶無に近いのではないかと、ふいに思われるわけです。そういう意味では、確かに制度的には競争原理というふうなものが導入されてくる可能性はあるとしても、現実問題としては非常に少ないのではないかと、ふいに思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(秋本敏文君) 今回の改正によりまして、法律で定める指定の要件を満たしている法人につきまして、申請があれば消防団員等の公務災害補償等共済事業を行うことができるというように制度的な道を開くわけでございまして、けれども、現在のところ、具体的に特定の団体が申請してくるという見通しを持っていくものではございません。

ん。ただ、将来のことについてどうかということについては、今の段階では何とも申し上げようのないという状況でございます。

○小山峰男君 先ほどもちょっとお話がございましたが、今もあつたわけでございまして、今回の改正は行政改革の一環というふうなこともあつたと思ひますし、また規制緩和、競争原理の導入というふうな目的もあるようでございますが、そういうことだとすれば、指定法人というふうなことがなくて法律で一定の水準を決めるなりをして、現在民間でやっております損保会社とかそういうところをやつてもらうということも考えられただろうか、むしろその方がより競争原理の導入にもつながるのではないかと、経済の活性化にもつながるのではないかと、経済の活性化でございますが、その辺どうでしょうか。

○政府委員(秋本敏文君) 指定法人制度を導入するに当たりまして民間の会社もその対象にしてはどうかということでございますが、先ほども申し上げましたけれども、消防団員等の公務災害補償等についての責任共済制度、これはそれぞれ市町村の掛金を原資としながら市町村が共同してその経費を負担する、補てんする、こういう仕組みでございます。極めて公共性あるいは公益性の高い事業ということでございます。

営利を目的とする法人がこの仕事を行うということについてはやはりまだなじめない部分があるんじゃないかということで、私もついには、この事業を実施することとなる指定法人につきましては営利を目的としない公益法人であることなどを要件として、民間の損保会社等の営利法人は考えていないところでございます。

○小山峰男君 一応の理屈はわかるわけでございますが、公益性の高い事業につきましてもいわずに民間法人がやっていると例というのはかなりあるというふうな思っております。輸送関係とか電気だとか、かなり公益性あるいは公共性の強い事業を民間会社もやっているわけでございまして、この辺は将来の課題として御検討をいただければ

というふうに思ひます。

次に、消防団員と常勤の消防職員の補償というふうな問題について差があるかどうかということをお聞きしたいわけでございまして、火事の現場で災害を受けるというふうな状況についてはどちらも同じというふうに思われるわけでございまして、その補償の考え方はあるいは現状等はどうなっているのでしょうか。

○政府委員(秋本敏文君) 非常勤の消防団員の公務災害補償と常勤の消防職員の公務災害補償制度、これは補償の種類あるいは支払い額の計算方法などにつきましては基本的に同じ考え方に基づいた制度ということになっております。

ただ、消防職員は常勤の職員、そして消防団員は非常勤の職員でございますので、年金等の算定の基礎となる金額につきましては、消防職員につきましては被災日前三カ月の平均給与額を基礎とする、それに対して消防団員につきましては勤務年数及び階級に基づきまして政令で補償基礎額を定める、こういうやり方の違いという点がございまして、常勤の職員との均衡につきましては、それぞれ十分配慮しているところでございます。

○小山峰男君 できるだけそういう形で、消防団員につきましても十分なる補償、そういうものをぜひお考えいただきたいと思ひます。

次に、現在の制度では市町村が一人幾らというふうな形で掛金を掛けていくわけでございまして、この部分については交付税で算定がなされているというふうにお聞きしております。今度、この指定法人等と契約をしたというふうな場合についてもその辺は消防庁として十分面倒を見ようというところになるかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(秋本敏文君) 消防団員等公務災害補償等共済制度は、たびたび申し上げておりますように、市町村が支払いを要する経費につきまして市町村の掛金を原資として共同で補てんするという内容でございます。

村が消防基金に支払う掛金につきましては地方交付税の基準財政需要額に算入をする、そういう財源措置がなされているわけでございますが、消防基金のこのたびの民間法人化によりまして指定法人が共済事業を実施するという場合におきましても、この事業の公共性に変わりはないと見做して、市町村が指定法人に支払う掛金につきましても、消防基金への掛金と同様に地方交付税により財源措置がなされることを私どもとしては予定をいたしておるところでございます。

○小山峰男君 次に、自治省所管の特殊法人は現在のこの基金と一つということですが二つでございます。そのほかに、いわゆる自治省所管の認可法人あるいは公益法人というようものがたくさんあるわけでございますが、それぞれ幾つあるかお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) まず、自治省及び消防庁で所管をいたしております認可法人でございますが、平成八年四月一日現在で十八ございます。それから、同じく公益法人は四月一日現在で七十三になっております。

○小山峰男君 自治省だけでもかなりの管轄法人があるわけでございます。行革の一環としてこれらの認可法人あるいは公益法人についても合理化あるいは見直すべきだということが決まされているわけでございますが、そういう整理統合あるいは合理化等についてどのようにお考えか、またどのような状況になっているか、お聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) 私どもで所管をいたしております公益法人等につきましては、省内にプロジェクトチームを設けて検討してまいりましたが、平成七年度末までに一応の結論を得まして、公益法人のうち財団法人地方自治協会と財団法人地方行政システム研究所、これを平成八年四月一日から統合することになっております。また、財団法人国際消防交流協会は、ほぼ役割を果たしたという観点から平成七年六月で解散を行ったところでございます。

それから、自治省所管の認可法人でございますが、これらは地方公務員災害補償基金あるいは共済組合の關係の法人でございます。いずれも地方公務員の社会保障制度あるいは福利厚生制度の一翼を担うという重要な役割を果たしております。そういう観点に立ちながら、今後とも事業運営の合理化、効率化に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○小山峰男君 こういう認可法人あるいは公益法人等につきましても、その整理合理化等につきましてさらなる御尽力をお願いしたいと思います。ここで、自治大臣にお聞きいたします。この前の警察官の職務に援助協力した者の災害給付に関する法律でも申し上げたわけでございますが、各省間に大変似たような形の事務をやっている法人等があるわけでございまして、そういう各省間の調整というのが私も国へ来てみて大変欠けているというふうに考えるわけでございます。

自治大臣にお聞きしたいのかどうかかわりませんが、こういう法人の整理につきまして各省間の調整をどのようにしていったらいいか、国務大臣としてのお考えをお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(倉田寛之君) 小山委員からいただいた御指摘がございましたように、法人の整理合理化というのは、政府全体として各府省庁間の連絡を密にして調整を図っていくということが肝要なことだろうと思っております。

御案内かと思いますが、公益法人の設立であるとかあるいは監督事務であるとかというものに関しましては、昭和六十年六月十日に事務次官会議申し合わせというものが行われて公益法人等の指導監督連絡会議が設けられて、各府省庁間で統一的な取り扱いが図られますように調整を行ってきているところでございます。

冒頭申し上げましたように、認可法人も含めまして政府全体としてこれらの法人の整理合理化を図っていく際には、各府省庁間の調整、連携というものを図ってまいりたいというふうに考えております。

るところでございます。

○小山峰男君 内閣の一員としてぜひ連絡調整を十分にやっていただけて合理化を図っていただきたいと思っております。

時間が来ておりますが、総務庁にこのことに関連してお聞きするわけでございますが、総務庁としては、各省関連の特殊法人あるいは認可法人などにつきましてはトータルとしての対応策を当然図っているというふうに思っています。閣議決定等でいろいろ改善の案が出ておるわけでございますが、拝見しますと大変安易な部分で整理合理化等が行われているという印象を強く受けております。本当に国民が望んでいるような整理合理化が行われていないというふうに思っております。この点でございますが、今後の取り組みについて総務庁の方からお話をいただきたいと思います。

○説明員(浜田恵造君) 認可法人を含めました特殊法人等につきましては、ただいま先生御指摘のとおりこれまで見直しに取り組んでまいりました。

特殊法人につきましては、すべての法人の事業の合理化、効率化、特にその中では十六の法人の八法人への統合、それから現在御審議いただいております消防団員基金を含めます五つの法人の廃止、民間法人化等の改革を昨年閣議決定させていただきました。このうち、今国会には統廃合の対象法人の約半数に当たります九法人の統廃合、民営化等について法律案が提出されております。

また、認可法人につきましても、昨年末の行革大綱におきまして、通信・放送機構、中央職業能力開発協会、日本下水道事業団あるいは各共済組合について個別に合理化、効率化の方策を決定いたしますとともに、その他の認可法人についても行政の代行的機能を果たしているものにつきましては見直しを踏まえ、事業の合理化、効率化を推進することを決定いたしました。

今後につきましては、これらの閣議決定に基づきます改革をまず着実に推進していく必要があると考えております。また、行政改革は不断に取り

組むべき課題でございますので、昨年末には特殊法人のデイスクロージャー、いわゆる財務内容の公開の一層の推進も閣議決定いたしました。統廃合等の早期の実施を含めまして、引き続き改革に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○小山峰男君 ぜひ総務庁なりが指導性を持って各省間の壁を破るような行革を進めていただきたと申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○小川勝也君 小山委員に引き続きまして質問をさせていただきます。一部重複するところがあるかと思いますが、御容赦をお願いしたいと思います。私は、この法案が提出された経緯について改めて確認をさせていただきたいと思うわけでございます。先ほど来、小山委員から御指摘があったとおり、平成七年二月二十四日の閣議決定及び十二月二十五日の閣議決定によってこの法律案のもとが築かれた。その中に、各省とも行革のために血を流すように、あるいは独占的な事業の運営はなるべく避けるようにというふうな括弧書きがつけられたように記憶しておるんですが、その辺の御認識を大臣に改めてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(倉田寛之君) ただいま小川委員のお話にもございましたが、今回の特殊法人の見直しに当たりましては、自治省におきましても所管の特殊法人につきましても、法人のあり方さらにはその事業につきましても真剣な検討を重ねてきたところでございます。

その結果、平成七年二月二十四日の閣議決定「特殊法人の整理合理化について」におきまして、「消防団員等公務員災害補償等共済基金については、消防団員等公務員災害補償等共済制度の公正かつ確実な実施を確保しつつ、早期に民間法人化する」というふうなされたところでございます。

さらには、お話にもございましたが、平成七年十二月二十五日の閣議決定「当面の行政改革の推進方策について」におきまして、「消防団員等公務員災害補償等共済基金については、平成九年四月

一日を目途に民間法人化することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出する。」とされたところでございます。

今回の改正におきましては、これらの経緯を踏まえまして、消防基金のほか自治大臣の指定する者も消防団員等の公務災害補償等共済事業を実施することができるようになるとともに、役員、選任、事業の執行に対する国の関与の縮小等を行いながら、消防基金の経営の活性化、効率化に資することとされておるところでございます。

○小川勝也君 長々と御答弁いただきましたが、私が聞きたかったのは、閣議決定に基づいて、内閣の方針だから仕方なくこの法案を出したんだというところをお伺いしたかったわけでございます。

御案内のとおり、村山内閣が一応行政改革をやりたいということで内閣を発足させた、そのいきさつは皆さん御案内のことかと思えます。今国会ばかりでございまして、そして、今回の法案も自治省内閣において真剣な御議論があったということでございますが、私は、いかに自治省として傷を浅くするかという議論だったのではないかなというふうに思うわけでございます。

逆に考えてみますと、村山内閣の行革の方針というのは、どんな省庁もみんな一律に血を流すべきだ、例えば改革しなきゃならない合理的な合理化しなきゃならない特殊法人をたくさん持っている省庁も一つ出せ、自治省のように二つしか特殊法人を持っていない省庁も一つ犠牲にしない、こういうことだったと思うわけでございまして、ですから、自治省としては地方分権をリードする省庁でもございまして、自治省内閣において政府の行革に協力しようという姿勢はあったとは思いますが、村山内閣のつくりましましたその行革路線に対しての御不満というのがいろいろあったように思うわけでございます。

前内閣を引き継いで橋本内閣の閣僚として御就任された倉田自治大臣、自治大臣としてそして行革を推進しなければならぬ橋本内閣の一員として、村山前内閣のつくった行政改革へのルールをいかに認識しておられるか、御不満はないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(倉田寛之君) 私といたしましては行政改革の理念に沿って行った選択である、こういうふうに理解していることをまず小川委員にも御理解賜りたいというふうに思います。

同時に、特殊法人の見直しにつきましては、御議論にございましたように、村山内閣におきまして行政改革の一環として重要な課題という位置づけをいたしました。各省庁において所管するすべての特殊法人等の役割、意義につきまして、徹底した見直しを行いまして整理合理化を推進するというふうにされたところでございます。

自治省といたしましては所管の特殊法人について見直しを行った結果、ただいま御審議をいただいている法案の提出に相なったところでございまして、御指摘のように、各省庁ごとに所管をいたしております特殊法人の数に差異はございますけれども、自治省といたしましては自治省としての立場で、現下の重要な課題である行政改革の遂行に關しましてできる限りの努力を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小川勝也君 改めて申し上げる必要もないかと思いますが、地方分権もあるいは規制緩和についてもそうでありまして、このような行政改革のようには、行政に携わっている方々が仕事ができるように、行政に關しまして国務大臣のリーダーシップというものが改めて問われるわけであります。今まさに行革が必要だと自治大臣おっしゃいましたけれども、今までのように役所の権益を大臣がどうやって役所の皆さんと守っているのかということではなくて、私は、国の将来のために国民のために何か必要かという観点から大臣としてのお仕事をしたいというふうに思うわけでございます。

それでは、ちよつと法案の方に入らせていただきますが、私は、自治大臣の指定する者、「指定法人」というところでお伺いをしたいと思います。

先ほど来、小山委員からも質問がありましたけれども、民間に変わります基金と同じ仕事をする法人にどのような法人を想定しているのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(秋本敏文君) 消防基金以外に自治大臣の指定を受けて消防団員等の公務災害補償等の共済事業を行うことができる法人につきまして、提出申し上げております法案の中にも具体的な要件を定めております。

これに基づいて現在のところどういった団体を考えているのかということでありまして、それにつきましまして現在具体的に特定の団体を想定しているものではないでございます。法人を指定するということになりまして、具体的な事業の実施計画や事業を実施するための財産的な基礎、収支見込みなどについて判断をされるものでございますが、今申しましたように、現段階で具体的に特定の法人を想定しているわけでもございませんし、ましてや自治省所管の公益法人で指定法人の申請の意思を持っている法人があるというようにも伺っておりません。

○小川勝也君 先ほどの質問にも重なりますけれども、せっかく法律をつくってもこの指定法人にだれも立候補しなかったということに結果的にはなるかもしれないけれども、例えば立候補をする指定法人、三十四条法人ということになりますけれども、ここにいろいろと細則を定めてあるわけですね。

これは自治省の方々、消防庁の方々がつくった法律でございまして、例えばこのぐらいの要件をつくれればだれか立候補してくるであろう、こういう厳しい方針を立てればだれも立候補できないということがわかるわけでございまして、万が一、基金と一緒に仕事を指定法人にだれも参入しないということが、あつていいとは思いませんけれども、その辺お伺いしたいと思います。

○政府委員(秋本敏文君) 先ほどもお答え申し上げましたように、責任共済事業の性格からいたしまして公共性、公益性の高いものである、したがってこの事業が的確に実施されるということの見通しを得た上でこの事業を行う法人を指定するということが必要だろうと思えます。その意味合いで、法律にも具体的な要件を定めるといふようなことにはいたしているわけでございます。

この制度ができました場合に指定法人の申請がないということになればどうかといいますと、現行どおり消防基金によつて共済事業が行われるということになりまして、今回の改正によりまして、消防基金による共済事業の制度的な独占が排除されるということ、そしてまた消防基金に対する国の関与の縮小が図られるというようなことから、消防基金の経営につきましましては一層の活性化あるいは事業の効率化に資するものというふうに考えております。

○小川勝也君 先ほど小山委員から、自治省の所管する認可法人、公益法人の数が質問されました。先ほど来の長官の御答弁の中で、指定法人になれるかどうかというのはこれから財産目録であるとか事業内容であるとかを提出しなければ審査できないということではございまして、基礎的な要件というのいろいろあると思えます。その基礎的な要件に合致する自治省関係の法人はどのくらいあるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(秋本敏文君) 先ほど申し上げましたように、この事業の性格からいたしまして、指定の要件として公益法人であることなどを定めておりますが、具体的に現時点で指定法人として想定をしている法人があるわけではございませんし、また先ほど申し上げましたように、自治省の所管の法人でそのようなことを希望している、考えている法人があるとも聞いておりません。

○小川勝也君 この法律案の中をずっと読んでみますと、指定法人になるためにはなかなか高いハードルを越えなきゃいけないということがわかります。例えば第三十八条、三十九条、四十条に書いてあるんですが、まず三十八条は、財産的基

礎がなければいけない、そしてその二項に、全国の区域に及ぶものでなければいけない。そして、私は四十条に着眼しておるんですが、「指定法人の役員を選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない」、これは何を意味しているのでしょうか。

例えば、文部省所管の特殊法人がこの基金に参入したい、これは永田町や霞が関の方だったらかると思えますけれども、一般的に文部省所管の法人が自治大臣の認可を受けて役員をかえるなどということはあり得ないわけですね。ということは何を意味しているかといいますと、指定法人になり得るのは、今までも自治大臣に認可を受けていたかあるいは自治省と関係をしていた法人に限られるわけでございます。そのことをもって私は、責任ある発言とは申しがたいんですが、日本消防協会が将来的にこの基金と同じ仕事をするのではないかということをお考えするわけでございます。

この日本消防協会について、役員の数、人員、国からの資金のあるなしについて、あるいは自治省や消防庁から人が送られているかどうか、そのことについて伺いたいと思います。

○政府委員(秋本敏文君) 指定法人につきましては、たびたび申し上げておりますように、その事業の性格から公益性を担保することができると、一定の要件を定めておりますが、今具体的に特定の法人を想定しているものではないでございます。また具体的に名前を挙げて御指摘のございました日本消防協会がその事業をやりたいという意思を持っているというふうにも伺っております。

日本消防協会についてでございますけれども、役員構成は、平成八年四月一日現在で、会長一名、副会長九名、理事長一名、常務理事二名、理事十五名、監事五名及び代議員百九名、この百九名のうち二十八名は理事等と兼務ということになっております。これらの役員、大半の方は都道府県消防協会の役員であって消防団長をしてい

る方々ということでございます。常勤の役員であります理事長一名、常務理事二名につきましては、その出身は理事長が自治省、常務理事が自治省及び警察庁ということになっております。また、職員数は平成八年四月一日現在で三十一名というようになっております。

また、日本消防協会に対する補助金につきましては、この協会が行っております火災予防思想普及事業、消防団員の教育訓練事業に対しまして、平成七年度におきまして三千五百八十九万五千円の補助金を交付しているところでございます。

○小川勝也君 日本消防協会の事業というのに今おっしゃられました火災予防の宣伝等あるわけでございますが、何か基金に似た仕事をしておるようになっているんですが、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(秋本敏文君) 御指摘の意味がよくわかりませんが、似たような事業と申しますか、消防協会の事業として福祉共済事業といったようなことをやっているものはございます。

○小川勝也君 この日本消防協会を私が挙げましたのは、いわゆる例ということでございます。

民間に移行する、そして新規参入して独占を避ける、この法律内容でございますが、今御答弁をいただいたとおり指定法人にそれが立候補するのにか全く想定しておらない、それはそういうことで承っております。しかし、競合するあるいは立候補してくる指定法人が結果的にゼロになる可能性は当然あるでしょう。ただ、私が申し上げたいのは、競合する指定法人も自治大臣に役員の選任及び解任の認可を受けなければ効力を発しないという条文でも見られるように、いずれにしろ、自治省が今まで関係しておいた方々しか指定法人にはなれないんじゃないかと私は確信をしているところでございます。

初めに私もこの法律案の骨子を見ていただいたときに、指定する法人というのはどんなものかわからなかったものですから、先ほど小山委員が指摘されましたように、例えば損保あるいは損保

協会あるいはその他の保険会社がやるのかなと思つたのでございます。例えば経営の合理化だけを図るものでしたら、基金の仕事、確かに公益性の高いものでございます。しかし、我が国において今の損害保険協会や損害保険会社は極めて公益性の高いものでございまして、仕事の分量から考えましても、合理性に關しましては特殊法人やそれにかわる基金の類ではないということもわかつているからでございます。

冒頭申し上げたとおり、村山内閣の余りすばらしいとは言えない行革方針に基づいて、一省一項何かやってくださいと言われたので仕方なく提出した法律案だということとは重々承知しております。自治省の方や消防庁の方々が何ら責めを負うものではございません。

ただ、改めて何度も伺いますようにでございますが、大臣が自治省に入つて一緒に仕事をやっておられる、このことに注目したいわけでございます。行政改革は国家国民の将来のためにやるということをお改めと考えていただいて仕事を邁進していただきたいと同時に、もし仮に新しい法人が誕生しなかったり、日本消防協会を初めとして自治省の関係の指定法人が誕生してこの民営化された基金と同じ仕事をすることになり、いわゆる行革になるのかどうかということをお改め聞きたいのであります。まあ御答弁は要りませんが。

今回、行革関連法案ということで提出をされました。この法案が、自治省においての行革の最後ではないと思ひます。もし大臣に行政改革が本当に必要なという理念があらくなるならば、自治省における次の行政改革は何か、あるいはもう一つ残った公営企業金融公庫の行政改革についてどういう方向性、方針をお持ちなのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(倉田寛之君) 委員御指摘の公営企業金融公庫につきましては、平成七年二月二十四日の閣議決定、再三申し上げるようですが、「特殊法人の整理合理化について」に基づきまして、電算化等によりまして事務の一層の効率化を図ると

もに、また資金調達の効率化、多様化によりまして資金コストの低減に努めてまいりますとともに、公庫が政府に依存する体質から脱却をしさらに自立的経営を強めるという立場から、引き続き国庫補給金の縮減を進めることというふうなことをしております。

○小川勝也君 この法案に關しましては、私もこの法案が出されたいきさつあるいは出さなければならぬ事情をしんじたくいたしまして賛成をさせていただきますが、自治省において、特に倉田自治大臣に對しまして、行政改革は役所や永田町のためにやるのではなく、国の将来のためにやらなきゃならぬんだということを本心に肝に銘じていただいて、御精進いただきますことをお願い申し上げます。質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○有働正治君 まず、消防団基金につきまして、事実確認を含めて幾つかお尋ね申し上げます。

現行法第十二条の国庫補助に關する規定の問題であります。例えば昨年度、本年度、国庫補助はどういう目的で、だれを対象に、幾ら出されたのか、今度の法改正でこれはどうなるのか、お示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(秋本敏文君) 消防基金につきましては、業務に要する経費のうち人件費の一部につきまして国庫補助を交付しております。その額は、平成七年度におきましては五千九百八十五万六千円でございます。平成八年度予算案におきましては六千二百五十万五千円が計上されているところでございます。

民間法人化に当たりましては、当該法人の経常的事業運営経費に對する国庫補助は廃止をするということにされておりますので、今回の消防基金の民間法人化に当たりまして、この国庫補助は廃止の方で見ていただくと思ひます。

○有働正治君 年間およそ六千万円の国庫補助金が出されてきたのが今後廃止になるということですけれども、そうなりますと基金はその分の金をどこから捻出するということになるのでありま

しょうか。

○政府委員(秋本敏文君) 民間法人化に当たりましては、今も申し上げましたように経常的な事業運営経費に対する国庫補助は廃止の方向で見直すことといたしておりますけれども、これによる影響につきましては、事務の合理化や効率化など消防基金の内部努力によって対応することといたしております。

○有働正治君 いま一つお尋ねしますけれども、最近、政府特殊法人の基金を民間化した事例、これをお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(二橋正弘君) 特殊法人の基金を民間法人化した例というお尋ねでございますが、自治省にもこれまでございませぬし、他省庁所管でもないというふうに承知をいたしております。

基金以外の特殊法人を民間法人化した例は、自治省に一つございませぬし、他省庁所管であると承知いたしております。

○有働正治君 基金の民間法人化、これはないということでありませぬ。

それから、特殊法人等に対する補助金を調べてみましても、農業年金基金に政府の補助金として一千五百十億、石炭鉱業年金基金に一千万円、厚生年金基金連合会に六億五千八百万円、国民年金基金連合会に十五億三千二百万円、いずれも平成六年度分でありませぬし、出されているわけでありませぬ。ほかとの兼ね合い、それから消防団基金が設けられた当初からの目的、設立の趣旨等からいってもこれは問題があるということをお尋ねするを得ないわけでありませぬ。

結局、国庫補助金がおよそ六千万円廃止されまして自助努力によるということになりますと、その分、市町村の負担あるいは消防団員への給付の切り下げ等の懸念もあるということも指摘しておきたいと思ひます。

次に、消防団員の処遇改善問題についてお尋ねするわけでありませぬ。

消防団員の処遇につきましては、国の地方交付税で裏づけされて一定の改善措置がとられてき

た、これ自体は私も承知しております。しかし、例えば共済給付の現状では、死亡の場合の遺族年金は子供がいる場合で四百万円程度、親も子もない場合で百万から二百万円程度、退職報償金支給額は団長、副団長が十五年から二十年勤続で三十七万五千円、団員で二十五万円程度と承知しておりますが、まだまだその仕事の重大性等にかんがみまして大きな改善の余地が残されているということを感じざるわけでありませぬ。

そこで、自治大臣にお尋ねしますけれども、百万人近い消防団員の皆さん方の仕事の重要性にかんがみまして、この処遇改善について大いに力を入れていただきたいのでありますが、いかがでしょうか。

○政府委員(秋本敏文君) 消防団員の処遇につきましては、有働委員も今お触れになりましたけれども、これまでも地方交付税の算入等を通じて改善に努力をしてきたところでございませぬ。消防団員の労苦に報いるためには、団員の報酬を初め公務災害補償の基礎額や退職報償金の基準の引き上げなど、その処遇の改善につきまして今後とも努力をしてまいりたいと思ひます。

○有働正治君 所管大臣としての所見も求めたいと思ひます。

○国務大臣(倉田寛之君) 消防団員の処遇の改善につきましては、ただいま消防庁長官から御答弁申し上げましたように所要の対応をさせていただいてまいっておりますが、今後とも処遇の改善については努力をしてまいりたいというふうな考えておるところでございませぬ。

○有働正治君 関連いたしまして、消防職員の待遇、労働条件改善問題についてもお尋ねします。消防の最も重要な仕事の一つに、火災等の災害を予防する仕事、これが明記されているわけでありませぬ。

そこで、まず事実関係をお尋ねしますけれども、全国の消防機関が行った予防査察件数は何件なのか、それは対象物のおよそ何%に該当するのかな。それが十分でないといふ私は思ふわけであ

りますが、そこあたりの理由等を簡潔にお示しただけだと思ひます。

○政府委員(秋本敏文君) 市町村の消防長等は、消防法第四条の規定に基づきまして、火災予防のために必要があるときは、施設の位置、構造、設備及び管理の状況について消防職員に立入検査等をさせることができるというようにされております。具体的には立入検査を行うかどうかにつきましては、現地の状況に依り、当該地域の消防長等が火災予防上の必要性の有無に基づいて判断をするということになります。

具体的な件数等でございますけれども、消防法上防火対象物とされておりまして施設は、平成六年度におきまして全国で三百七十九万四千二百件ございまして、全国の消防機関が実施をいたしました立入検査の件数は延べ数で百七十八万七千七百四十九件でございませぬ。

今申し上げましたように、立入検査の件数は延べ件数でございませぬので、一つの施設に対して重複して検査を行っている場合もあり得ますから、施設数に対する検査数の割合ということで正確に申し上げることは難しいわけでございますけれども、いずれにしても相当数の施設について立入検査をしているということにならうかと思ひます。

最初に申し上げましたように、地元の消防機関はそれぞれ必要性の有無に応じて立入検査をしているところとございまして、この検査の実施につきましては特段問題があるというように私どもとしては伺っていないところでございませぬ。

○有働正治君 随分言ひわけ的な答弁であると思ひました。しかも、相当数ということではございませぬ。しとる態度は私は極めて遺憾だと指摘せざるを得ませぬ。

と申しますのは、これまでも政府は、消防機関の予防査察というのは非常に重要だということを指摘して、また法律に基づいてそういう検査が行われるわけでありませぬ。確かに、今の延べ件数からいいますとパーセンテージは機械的にいかに

でしようけれども、三割台程度というふうな単純計算でいきますと考えられるわけでありませぬ。事前に予防査察によって消防からきちん問題点を指摘して改善指導されていけば被害を出さずに済んだと、大火事あるいは多数の死傷者が出るたびにそのことが言われるいは改善命令が行われてきたけれども、その後の点検等が必ずしも十分でなかったために大事故に至った等々の指摘も多いわけでありませぬ。そういう点で私は、相当数でこれではよという長官の態度というのは極めて遺憾です。

そこで、大臣にお尋ねするわけでありませぬが、私は、国民の生命、財産を守る、しかも消防法の規定に基づく予防査察、これが十分やれないという点で、消防職員をもっとふやしていただきたい、それができる対応をさせていただきたいということとかかわる問題だと思ふわけでありませぬ。大臣として、こういう予防査察を含めまして、積極的に十分対応できるように努力すべきだと考えるわけでありませぬが、いかがでありませぬか。

○国務大臣(倉田寛之君) 消防機関が行います立入検査につきましては、消防機関が火災予防上の必要性の有無に基づきまして実施をいたしているものでございまして、特段問題があるというふうには聞いておらぬところでございませぬ。

消防力の全般的な強化につきましては、今後とも充実の方向で取り組んでまいりたい、こういうふうな考えておるところでございませぬ。

○有働正治君 必ずしもよしとするわけにはいかない答弁であります。次に具体的に進めたいと思ひます。

私も、現場を含めて消防職員の仕事の状況、労働環境の状況、条件等、いろいろこの間も見たりお聞かせいただいたりしたわけでありませぬ。

自治労連の消防部門の紹介で、ある消防司令補、隊長のスケジュール表を見せてもらったことがあります。午前九時の大交代、九時三十分からの車両・器具点検、十時の課長指示・ミーティング、それから火災救助出動の反省会、訓練、体力

トレーニング、救助出動、火災出動、訓練計画作成事務、仮眠、救助出動、仮眠、夜間警防勤務、事務処理、署隊長会議等と続き、翌日午後帰宅となつておりました。拘束時間は二十四時間、そのうち内勤時間は十六時間、無給の拘束時間でも出動体制を続け、週休二日制になつておらず三当一休、仮眠室は大部屋とこの場合にはなつていたわけでありませう。やっぱり救急出動のために目を覚ましておられるという状況であり、様子からしまして御家族も非常に心配しておられるわけでありませう。

とりわけ、休暇が欲しいというとき、いろんな事情で休暇が必要な場合がございしますが、それがとれないという状況であります。益も暮れも正月も祝祭日も勤務サイクルの中で出動して仕事をされておられるわけでありまして、本人の病氣あるいは家族サービス、心身のリフレッシュ、冠婚葬祭等々で年次休暇を求めても、年休要員を低く見ておられる職場であるため、休むとかわりのだれかが呼び出されるということとついつい年休をとりづらいという実情等もございまして訴えていたわけでありませう。

消防職員が休暇をとれない、こういう労働条件の改善につきましての必要な人員増、このための努力を求めるわけでありませうが、いかがですか。

○政府委員(秋本敏文君) 休暇のことを取り上げながらお尋ねがございましたが、消防職員につきましては、災害に二十四時間体制で備えるための交代制勤務というような勤務の性格、あるいはまた火災出動時などにおきます職務の危険性などに配慮しながらその処遇や勤務環境の改善を図ることは重要であるというように考えております。

年次有給休暇の取得状況を調べてみますと、一般職員とはほぼ同様の水準というように承知をいたしておりますけれども、今後とも年次有給休暇を取得しやすい環境づくりといったようなことについて努めてまいりたいというふうに考えております。

○有働正治君 自治労連の調査、私は相当数の自

治体のアンケート調査をこの間見させていただいたわけですが、

埼玉県下の五十二消防本部について週休二日制の実施状況を見ますと、多くが三当一休か三当一休八週一休などとなつており依然不十分だと。愛媛県今治市の消防職員アンケートでは、年休取得を許可しないことがあると答えた人が五割近く、一年間の年休日数五日以下の人が四十数%、こういう状況です。西条市では許可されないことがあるが三割、年休五日以下が三分の二に達しています。大阪府岸和田市では、不許可にはならないけれども勤務日が調整される、これが約五割です。許可されないことが多いが四分の一を超えている。こういう状況で、今述べられた認識は実態から乖離しているということを私は指摘しておきます。

次に、仮眠室の改善の問題。今挙げましたけれども、大部屋が多くて、しかも救急隊員と消防隊員が同じ部屋で仮眠している場合もまだ多く存在しているわけでありませう。救急出動があるたびに消防隊員も起こされてしまう。ジュニアの消防の仮眠室は二十平方メートルで、テーブル、ロッカー、洗面台もあり、二人部屋となつていて、実際は個室として使用されているということも聞き及んでいるわけでありませう。仮眠室はできるだけ個室をふやす方向で、また救急隊員と消防隊員を別にするなど改善ができるように国の助成、交付税措置の改善を求めるわけでありませうが、いかがでありますでしょうか。できれば大臣にお願いしたいと思ひます。

○政府委員(秋本敏文君) 私の方から、事実関係等につきまして一言申し上げさせていただきますかと思ひます。

消防職員の勤務環境につきましては、先ほども申し上げましたように、二十四時間常時即応体制を確保するための交代制勤務、そういう勤務の性格等に十分配慮したものであることが適切であると考えております。

その関連で仮眠室の問題でございませうが、個

室化するという例もございませうけれども、個室化することにつきましましては、従来に比べてより広いスペースを必要とするといったようなこと等いろいろございまして、なかなか簡単には思ひようはいかないという面もございませう。ただ、そうはいいまして、仮眠室につきましても、できるだけ改善するということで、各消防本部におきましては、空調の整備、防音、照明の調整、寝具の衛生の維持、仮眠室の少人数化、あるいは区画を設けるといったような環境の改善にそれぞれ取り組んでおられるというように承知をいたしております。

消防庁におきましても、大変細かい話でございませうが、地方交付税に建物修繕費、寝具乾燥消毒費などの勤務環境の改善に必要な経費を算入するといったようなこともいたしております。個室化の問題等を含めまして仮眠室の改善につきましましては、二十四時間体制確保のための交代制勤務といったようなことを考えながら今後とも努力してまいりたいと考えております。

○有働正治君 最後に、時間もなくなつたので、いま一つの問題、先ほどの消防職員の待遇、労働条件改善とあわせて大臣に御答弁いただければと思ひますが、つまり水道事業における過水対策に対する交付税措置の拡充の問題です。

昨年の過水は、東海地方、西日本を襲い大過水であつたわけでありませう。交付税措置で過水対策として全国の水道事業のために、例えば平成六年度六十八億円が出されていること等は私も承知しているわけでありませう。

問題は、水道料の収入が減つたがために全国で、例えば名古屋もそうだし、松山もそうだし、今あちらこちらで料金値上げが相次ぐ傾向にあるわけでありませう。これは深刻な住民への影響として地域社会の大きな問題になつていくわけでありませうが、過水というのはいわば一種の災害現象であるわけでありまして、それが料金で住民の犠牲にすべてはね返るというのはやっぱり検討する必要がある。

過水対策としては政府としてしかるべき措置をとっているわけでありませうが、料金にはね返らないようにする上で、もっと過水対策に対する国の手だてをふやすとかあるいは国の地方交付税でこれに対応すること等、料金値上げをできるだけ抑制するための手だて、これについての検討と改善を何とかできないか、地域住民の強い要望でありますので、大臣、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(遠藤安彦君) 御質問の趣旨はよくわかるわけでありませう。いわゆる水道事業などの地方公営企業の性格問題でありますけれども、その経費というものは原則として経営に伴う収入、料金によって充てるということで、独立採算が原則だというのが地方公営企業の大原則であると思ひているわけでありませう。

ただ、地方公営企業法にも、災害の復旧その他特別の理由により必要となる財源については一般会計から補助することができるということでありまして、御質問にありましたように、過水対策に対しては特別交付税で財源措置をしたということでありませう。

それで、この過水に伴つて料金が減収した影響というのをどう考えるかということでありませうけれども、この料金問題というものは、将来の経営に伴う収入によって賄うというのがやはり基本となるべきものだということに考えている次第であります。

○国務大臣(倉田寛之君) 一つは、消防職員の処遇や勤務条件についての御質問であつたと思ひます。

御案内のように、災害に対して二十四時間の体制で備える交代制勤務をとつておられます、その勤務の性格であるとかあるいは火災出動時における職務の危険性であるとかということは十分配慮していかねばならないというふうに思ひます。

現下、地方行政をめぐる環境は委員も御案内のように大変厳しいものがございませうが、ただい

ま申し上げましたような観点に立ちまして、消防職員の職務のしやすい環境づくり、勤務条件の改善等につきましてはさらに努めてまいりたいというふうに考えております。

なおまた、渇水時における高料金の団体に対する問題でございますが、財政局長から御答弁申し上げましたように、地方自治体は渇水によって料金の減収の影響というものが起こりますと、一時的なものであるかと思っておりますので、地方公共団体としては料金の急激な上昇にならぬように対処されていくであろうというふうに考えております。しかし、そういった影響が大きい場合には、高料金団体に該当するようになった場合には、資本費の一部に交付税措置を講じることなど財政支援措置をしておるところでございます。こういう措置を活用して適切に対処してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○有働正治君 終わります。

○西川潔君 よろしくお願ひいたします。

消防団員の皆様方におかれましては、郷土愛護の精神に基づきまして本当地域の人々のために危険を顧みず日々御努力いただいていることに感謝を申し上げる次第でございます。本日、私からは、消防団員等の公務災害の防止対策に関連して質問させていただきます。今回の改正案には、消防団員等の公務災害の防止事業等の推進という内容が盛り込まれておられるわけですが、まずこの点についての御説明からお願いを申し上げます。

○政府委員(秋本敏文君) 消防団員等公務災害補償等共済基金また指定法人は、業務の執行を通じて消防団員等の公務災害に関するさまざまな事例として情報を把握することができるといふ立場にございます。したがって、これらをもとにして基金などが公務災害の防止対策を検討して、その成果を市町村それから消防団員等に普及するということ、消防団員の安全な活動を確保する上で重要というふうに考えられるわけでございます。そういったことから、今回の改正

案におきましては、消防基金及び指定法人がその実施に努めることとされる消防団員等福祉事業の内容に、消防団員等の公務上の災害を防止するために必要な事業を加えるということにいたしましたのでございます。

具体的な事業でございますけれども、消防団員の安全管理対策に関する調査研究や、消防団員への講習会の開催、啓発資料の作成などを予定いたしております。こうした事業の実施によりまして、公務災害が防止され、補償経費の抑制、軽減、そしてまた何よりも安全な消防団活動が確保されるということにつながっていくことを期待しているものでございます。

○西川潔君 公務災害につきましては、近年、直接の消防作業以外の、例えば脳疾患であるとか心臓疾患であるとかという事故がふえつつあるということも資料等々で伺っております。

そうした中で消防庁では、昭和五十二年に「非常勤消防団員の健康管理等について」という通達をお出しになりました。消防団員の皆さんの健康診断に対する財政支援を行っておられますが、この実施状況も含めまして、健康管理体制についてもあわせてお伺いしたいと思います。

○政府委員(秋本敏文君) 消防団の適正な活動を図るためには団員の健康の維持管理が必要不可欠でございますので、地方交付税におきまして団員の健康診断に要する経費を算入するような措置もいたしております。

平成五年度の実態調査、これは無作為の抽出調査でございますが、調査を行いました百五十二消防団のうち四十八消防団で健康診断が実施をされております。消防団員の皆さんは、その多くの方がそれぞれ職場での健康診断あるいは地域住民の健康診断等の対象になっております。そういったことで市町村による実施の割合は約三割ということでございます。

この調査結果を踏まえまして、平成六年六月に都道府県を通じてそれぞれ各市町村及び消防団に對しまして団員の健康管理の充実強化を積極的に

推進していただくように指導したところでございます。今後ともその充実が図られるように努めてまいりたいと思っております。

○西川潔君 引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、昨年の阪神・淡路大震災の発生後は、団員の多くの方々がみずからも被災者でありながら、消火活動あるいは倒壊家屋の下敷きになった方々の救助活動等々、本当に頑張っていたのだというわけですが、それも延べ七万人以上の団員の方々が幅広い活動に従事していただいたわけですね。

あれから一年以上が経過したわけですが、その際に公務災害に被災された方々の現況についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(秋本敏文君) 阪神・淡路大震災におきましては、今も御指摘ございましたように多数の消防団員が活動した活動などに従事をしておられました方々のうち、神戸市灘消防団の団員お一人が心筋梗塞で亡くなりになっております。また、神戸市及び淡路島の一宮町それから五色町におきまして、合計七名の消防団員の方々が活動中に負傷をしておられます。死亡された団員の御遺族に對しましては遺族補償年金等が支給をされております。そしてまた、負傷された七名の方に對しましては療養補償等が支給されているところでございます。

○西川潔君 よろしくお願ひいたします。

震災の直後から警察、消防の総力を挙げましてお取り組みになったわけですが、今回の災害を教訓といたしまして、警察におかれましては広域緊急援助隊、消防におかれましては緊急消防援助隊をそれぞれに創設されたわけですが、今後、こうした広域応援活動には地域住民に密着した、そして消防団との連携についても大変に重要であると思うわけですが、この点について御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(秋本敏文君) 消防団につきまして

は、先ほど来から御指摘もございましたけれども、阪神・淡路大震災の教訓にもございますように、大規模な災害が発生した場合に、まず地域の防災体制の重要な一翼を担うものとして今後さらにその充実強化を図っていかねばならないと思っております。

また、同時に、阪神・淡路大震災の際にもございましたように、これは主として近隣の地域からということになるかと思っておりますけれども、応援活動ということもございまして、消防団と常備消防とは性格の違う面がございますので、常備消防と全く同様の広域応援ということは難しい面もあろうかと思っております。以上申し上げましたようなことを念頭に置きながら、平成八年度は大規模災害に対する消防団の活動方策といったようなことにつきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

○西川潔君 この点は本当によろしくお願ひしたいと思います。

次に、消防機関の非常備町村における消防団員などの活動についてお伺いしたいと思います。消防団員でございますけれども、消防本部、消防署が設置されていない非常備町村、消防本部が救急業務を実施していない町村の現状について御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(秋本敏文君) 平成七年四月一日現在で申しますと、全国の市町村三千二百三十五のうち、消防本部及び消防署を設置している消防の常備化市町村、この数は三千九百七十七町村でございます。その内訳は、政令で義務づけられている市町村が三千九百三十三、任意実施の町村が四というところでございまして、その他の百三十八町村が消防本部等を設置していない非常備町村ということになっております。

これを比率で申し上げますと、常備化率は市町村数で九五・七％、人口にしまして九九・五％が常備消防によってカバーをされるということになっております。全国的に見ますと、主として山間地あるいは離島の町村の一部を除きましては

ば常備化をされるというようになってきています。
また、消防の行っております重要な業務として救急業務があるわけですが、救急業務を実施している市町村につきましては、平成七年四月一日現在で三千百十八市町村でございます。このうち、救急業務の実施を義務づけられた政令指定市町村は三千九十三市町村、残りの二十五町村が任意実施町村ということになっております。したがって、百十七町村が救急業務を実施していないということになっております。

以上申しましたような数字を比率で申し上げますと、救急業務を実施している市町村の割合は全市町村の九六・四％、全人口の九九・六％がカバーされているということになっております。
○西川潔君 平成七年四月一日現在で、非常備消防化率が全市町村で四・三％、また救急業務を実施していない市町村三・六％ということですから、そのうち消防の非常備地域に当たっては、消防団員が消防活動を全面的に担っているわけですね。

一方、救急業務を実施していない地域においても約六九％の地域では、消防団に救急自動車を設置いたしまして消防団員が救急患者の救急搬送を行う消防団救急、あるいは役場内に救急自動車を置きまして役場の職員が救急患者の搬送を実施する役場救急といった補完体制を整備しているというふうになっております。この実態についてぜひお伺いしたいと思います。

○政府委員(秋本敏文君) 平成七年四月一日現在で、救急業務を実施していない市町村は百十七町村ということでございましたが、その後九町村が新たに救急業務を実施することとなりましたので、実態調査を行いました平成七年五月の時点におきましては百八町村が救急業務の未実施町村でございました。

この救急業務未実施町村百八のうち、今も御指摘ございましたけれども、役場で一九番通報を受信して役場職員等が救急自動車等で救急出動する

といういわゆる役場救急、これを実施している町村が七十二町村でございまして、また、一九番通報を消防団本部で受信をしまして、これは一般には役場にございませうけれども、団本部に参集した団員が救急自動車で救急出動するといういわゆる消防団救急を実施している町村が二町村というふうになっております。

その他の町村におきましても、御存じのとおり隣接市町村との応援あるいは診療所との連携を図ることなどにより対応しているところでございませうけれども、こうした地域におきましても、事務委託やあるいは広域化を進めることなどによりまして救急業務の実施体制の確立に努めてまいりたいと思っております。

○西川潔君 次に、総務庁にお伺いしたいと思いますが、平成七年七月三日に関係省庁に對してなされた救急業務及び救急医療業務に関する行政監察の中で、この非常備町村における救急搬送の実施体制の整備、そして役場救急について監察結果と報告内容が示されておりますけれども、その内容についてお願いいたします。

○説明員(鎌田英幸君) 御説明いたします。

監察結果によりますと、非常備町村というのは、調査対象十三県のうち四県に三十六町村ございました。そのうちの四県の三十二町村について詳しく救急搬送の状況について見たわけでございませうけれども、その内訳は、町村役場の職員が医療機関に傷病者を搬送するいわゆる役場救急、これを行っているものが十五町村で半分近くになっております。そのほかは、民間業者に搬送業務を委託してございまして、あるいは応援協定によりまして隣接の町村の消防本部から救急隊が出動するといったような形態になっておりました。

そこで、役場救急の出場件数というのを見てみますと、人口千人当たりの年間の出場件数が大体十四・四件から三十九・一件となっております。これは消防本部を置いて救急をやっている場合の全国の平均が二三・三件ですから、それなりのニーズがあるということがわかったわけです。

そこで、役場救急の担当職員について救急業務に関する教育訓練がどのようになっているかという点もあわせて調べました。その結果を御報告しますと、役場救急の場合、その町村の職員に對しましては救急業務に関する講習を受講し、この講習は義務化されておらず、任意で受講するけれども、そういう中で役場救急の担当者だれも救急業務に関する講習を受講していないというような実態であるとか、あるいは講習を受講しないまま応急処置をやっている、特に機器を用いた応急処置というかなり程度の高いものを行っていたりというふうなことが幾つか見られました。

こういう実態を自治省におつてまいりましたところ、役場救急につきましては消防法に基づかないわが住民サービスであるということで、必ずしもこのような我々の調査結果に基づく実態というのを御存じなかった、実態を把握していなかったということがございました。

そのような結果を踏まえて自治大臣に對し勧告を行ったわけですが、非常備町村における救急搬送の実施体制を整備する観点から、役場救急等の実施体制、施設及び職員の教育訓練のあり方について検討してくださいということも勧告をいたしてあります。

○西川潔君 こうした地域に住む住民の安心の確保はもちろんですけれども、業務に当たる職員の安全の確保、この行政監察勧告に對して積極的な対応が必要であると考えられるわけですから、この勧告が示された後の今後の方針ですけれども、あわせてお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(秋本敏文君) 昨年度、非常備町村における救急業務の実施状況を調査いたしましたわけですが、この調査結果を踏まえて消防団員等の教育訓練の充実について検討をしてまいりたいと思っております。

同時に、このような地域におきましても円滑な救急業務を行っていくことのためには、先ほども申し上げましたけれども、事務委託などによる常備化を進めていくとか、あるいはまた現

在、消防・防災ヘリコプターの整備を全国的に進めております。平成七年度、八年度、二カ年で相当大幅にふえてくることになっておりまして、平成八年度末におきましては全国で六十機近い消防・防災ヘリコプターを保有するということになってまいります。そういったヘリコプターを活用した救急システムの整備を進めるとか、そういうようなことも含めながらこういった地域における救急業務についても鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○西川潔君 地域性にもよりますが、本当に勉強してまいりますと大変奥の深い、命にかかわる大切なこととございますし、また大変難しいことも省庁間でございます。どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

団員の皆さんにおかれましては、ボランティアとして有事の際には危険を顧みず身を投げ出して業務に当たっていただいていることにこの場をかりて本当に感謝を申し上げますとともに、そうした方々の公務災害の防止対策につきましては全力を挙げてお取り組みいただくことをお願い申し上げます。

最後に、大臣に御見解をお伺いして、質問を終わりたいと思っております。

○國務大臣(倉田寛之君) 御指摘にありましたように、消防団員が安心してその活動に従事してまいりますためには、その活動によります災害に對して補償が的確に実施されるということは不可欠なこととございます。あわせて、公務災害の防止対策を推進することは極めて重要であるというふうにご考慮いただいております。

今回の改正案におきまして、消防基金及び指定法人に、消防団員等福祉事業の一環といたしまして公務災害を防止するために必要な事業を行うよう努めることの規定が設けられておるところでございます。公務災害を防止するための事業が推進をされることによりまして、消防団活動における安全の向上が図られて公務災害の減少に結びつくことを期待いたしております。

す。
○委員長(菅野壽君) 他に御発言もないようです
から、質疑は終局したものと認めます。
これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。

○有働正治君 私は、日本共産党を代表して、た
だいま議題となりました消防団員等公務災害補償
等共済基金法の一部改正案に対する反対の討論を
行います。

反対の第一の理由は、改正により現行法の第十
二条「国の補助」の条文が削除され、年間約六千
万円の基金への国庫補助金が廃止されるからであ
ります。

今回の改正案には、基金の役員の任命制の廃止
等国の関与の縮小、評議員会の設置、消防団員等
の公務災害の防止事業等の推進など当然の措置と
して賛成できるものも含まれていますが、この補
助金廃止は見通すことのできない問題点であり
ます。

消防団基金は、九十八万人の消防団員などを対
象とする公務災害補償と退職報償金支給のため
に、全国の市町村を直接の対象とする責任共済の
機関であります。民間法人化されることに伴
い、基金への国庫補助金が廃止されることとなる
のであります。この補助金は、退職報償金支給に
対する事務的経費補助として基金の職員十四人分
として出されているものであり、この補助金が廃
止されると消防団員への退職報償金支給事務に支
障が出ることとなります。

今回の改正は、市町村財政の窮迫や支給額が政
府の所期する基準を下回っているなどの事情によ
り消防団員等への災害補償が不十分なので、国庫
から基金への補助の道を開いた旨政府自身が説明
してきた基金創設当時の目的、しかも今日なお有
効と考えるその目的を否定するものと言わなけれ
ばなりません。

反対の第二の理由は、改正により国庫補助金が
廃止され、基金に対する国の責任が薄れ、基金の

財政基盤を弱めるおそれがあるからであります。
基金は、廃止される国庫補助金の分を捻出する
ため、その資金運用で才覚を発揮し収益を上げる
か、または市町村の負担をふやさざるを得なくな
ります。資金運用は大きなリスクを伴うものであ
り、そのツケが市町村や消防団員へ押しつけられ
ることにもなりかねません。

今回の改正の一方で、国の政策として設けられ
た農業者年金基金、石炭産業年金基金など特殊法
人等への国庫補助金を続け、また最近、こうした
基金を民間化した例がないことなどの点から見
ても合理的な改正理由とは言えません。

消防団は、消防本部・署が置かれていない非常
備町村にあっては消防活動を全面的に担っており、
常備化市町村においても初期消火、残火処理
等に活躍しているほか、多数の警防要員を必要と
する大規模災害時には大量の消防団員が動員され
活動されており、その活動は高く評価されていま
す。

私は、このような重要な活動をされている消防
団員の皆さん方の処遇の改善と、さらに消防職員
の大幅増員、その処遇改善、労働条件改善、さら
に消防力全体の抜本的な充実強化のために政府が
一層の力を注ぐよう要求して、反対討論を終わり
ます。

○委員長(菅野壽君) 他に御意見もないようです
から、討論は終局したものと認めます。
これより採決に入ります。
消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を
改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(菅野壽君) 多数と認めます。よって、
本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(菅野壽君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十分散会

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方公務員共済年金制度の改善に関する請
願(第六九六号)

第六九六号 平成八年三月十五日受理
地方公務員共済年金制度の改善に関する請願
請願者 茨城県水戸市三の九一ノ四ノ五〇
宮本十四男

紹介議員 小林 元君
我が国の公的年金制度は将来の高齢化社会に対応
し、長期的安定を目指すしながら逐次改革が行われ
てきた。今後も年金改革は予想されるが、改革に
当たっては、恩給・共済年金を老後生活の唯一の
支えとしている者の事情を考慮し、地方公務員制
度の一環である共済年金制度を堅持するよう求め
る。ついては、次の措置を採らねばならない。

一、公務員の特権性から共済年金制度上容認され
ている職域年金相当部分の給付率を、現行の千
分の一・五から千分の二以上に引き上げるこ
と。
二、年金額の改定に当たっては、将来にわたって
現行の給付水準を維持すること。
三、恩給・共済年金及び遺族年金等の額で、低額
な年金の引上げを図ること。
四、国民年金制度の基礎年金は、全国民共通の最
低保障の年金であることにかんがみ、その公的
負担割合を現行の三分の一から三分の二に引き
上げること。

四月四日本委員会に左の案件が付託された。
一、消防団員等公務災害補償等共済基金法の一
部を改正する法律案

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部
を改正する法律案
消防団員等公務災害補償等共済基金法の一
部を改正する法律

消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三
十一年法律第七号)の一部を次のように改正す
る。
題名を次のように改める。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関
する法律
目次を次のように改める。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 消防団員等公務災害補償等責任共済及
び消防団員等福祉事業(第三条―第十
三条)

第三章 消防団員等公務災害補償等共済基金
第一節 総則(第十四条―第二十条)
第二節 役員等(第二十一条―第二十七条)
第三節 業務(第二十八条―第二十九条)
第四節 会計(第三十条―第三十四条)
第五節 監督(第三十五条―第三十六条)

第四章 指定法人(第三十七条―第五十二条)
第五章 雑則(第五十三条―第五十六条)
第六章 罰則(第五十七条―第六十一条)

附則
第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中
「消防作業に従事した者」の下に「(以下「消防作
業従事者」という。を、「協力した者」の下に
「(以下「救急業務協力者」という。を、「水防
に従事した者」の下に「(以下「水防従事者」と
いう。を、「業務に従事した者」の下に「(以下
「応急措置従事者」という。を加え、」として、
消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」
という。を設立し、もつて、」を「に」に必要事項
を定めることにより、」を「を」に「に」に改
め、「公務上の災害を受けた」を「を」に「に」に改
め、「(以下「消防団員等」という。で

「消防作業に従事した者」の下に「(以下「消防作
業従事者」という。を、「協力した者」の下に
「(以下「救急業務協力者」という。を、「水防
に従事した者」の下に「(以下「水防従事者」と
いう。を、「業務に従事した者」の下に「(以下
「応急措置従事者」という。を加え、」として、
消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」
という。を設立し、もつて、」を「に」に必要事項
を定めることにより、」を「を」に「に」に改
め、「公務上の災害を受けた」を「を」に「に」に改
め、「(以下「消防団員等」という。で

公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)を受けたものを加え、「並びに被災団員」を「被災団員」に、「を」を「並びに被災団員等」の公務上の災害の防止に関する活動に対する援助等を図ることにより、消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与し、もつて水災又は地震等により生ずる被害から国民の生命、身体及び財産を保護することに資する」に改める。

第二章から第八章までの章名を削る。

第二十六条の見出しを削り、同条第一項中「第十九条」を「第三十五条」に改め、「当該職員」を削り、「者は、三万円」を「場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、二十万円」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第五十八条とする。

第二十五条を第五十六条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第六章 罰則

第五十七条 第五十条第二項の規定による責任共済事業等の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条を第五十五条とし、第二十三条を第五十四条とする。

第二十二條中「各号に掲げる事項について」を「場合に」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第五十三条とする。

一 第十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九條第一項、第三十一条、第四十一条第一項又は第四十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二条第三項の規定による指定又は第五十条第一項若しくは第二項の規定による指定の取消をしようとするとき。

三 第二十九条第三項の規定による業務方法書の変更命令又は第四十一条第二項の規定による

業務規程の変更命令をしようとするとき。

四 第四十九条第一項の規定による許可をしようとするとき。

第二十一条を削る。

第二十条の見出しを「(監督)」に改め、同条第一項中「定款の変更その他」を「その業務に関し」に改め、同条第二項ただし書を削り、同条を第三十六条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第四章 指定法人

(指定)

第三十七条 第二条第三項の規定による指定は、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行おうとする者の申請により行う。

(指定の要件)

第三十八条 自治大臣は、前条の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、第二条第三項の規定による指定をしてはならない。

一 消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務を的確に実施するために必要と認められる自治省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、これらの業務に係る収支の見込みが適正であること。

二 消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務が、全国の区域に及ぶものと見込まれること。

三 職員、業務の方法その他の事項についての消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の実施に関する計画が、これらの業務を的確に実施するために適切なものであること。

四 申請者が、民法第三十四条の規定により設立された法人であること。

五 消防団員等福祉事業の業務に関し、業務の

方法その他の事項についての当該業務の実施に関する計画が、第十三条の規定に照らして適切なものであること。

六 申請者が消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務並びに消防団員等福祉事業の業務(以下この章及び第六章において「責任共済事業等の業務」という。)以外の業務を実施している場合には、その業務を行うことによつて責任共済事業等の業務の確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

自治大臣は、前条の規定による申請をした者が次のいずれかに該当するときは、第二条第三項の規定による指定をしてはならない。

一 第五十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

二 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第四十条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第三十九条 自治大臣は、第二条第三項の規定による指定をしたときは、当該指定法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を自治大臣に届け出なければならない。

3 自治大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の変更及び解任)

第四十条 指定法人の役員の変更及び解任は、自

治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自治大臣は、指定法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は責任共済事業等の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることが出来る。

(業務規程)

第四十一条 指定法人は、責任共済事業等の業務の実施に関する事項で自治省令で定めるものについて業務規程を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 自治大臣は、前項の規定により認可をした業務規程が責任共済事業等の業務の的確な実施上不適当となつたと認めるときは、指定法人に対し、これを変更すべきことを命ずることが出来る。

(事業計画等)

第四十二条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第二条第三項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、自治大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十三条 指定法人は、責任共済事業等の業務以外の業務を行う場合には、当該業務に係る経理と責任共済事業等の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(責任準備金)

第四十四条 指定法人は、自治省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

ない。

第四十五条 指定法人は、自治省令で定めるところにより、責任共済事業等の業務に関する事項で自治省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(自治省令への委任)

第四十六條 この章に定めるもののほか、指定法人が責任共済事業等の業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に関し必要な事項は、自治省令で定める。

監督命令

第四十七條 自治大臣は、責任共済事業等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対して、責任共済事業等の業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第四十八條 自治大臣は、責任共済事業等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対して、責任共済事業等の業務若しくは財産の状況に関して報告をさせ、又は部下の職員をして責任共済事業等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が検査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休廃止)

第四十九條 指定法人は、自治大臣の許可を受けなければ、消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務又は消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 自治大臣は、前項の許可をしたときは、その

旨を公示しなければならない

(指定の取消し等

第五十條 自治大臣は、指定法人が第三十八條第二項第二号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

自治大臣は、指定法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて責任共済事業等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

責任共済事業等の業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正な行為があつたとき

三 第二章若しくはこの章の規定又は当該規定

四 第四十一条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで責任共済事業等の業務を行つたとき。

3 自治大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により責任共済事業等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務の休廃止又は指定の取消し等に伴う措置)

第五十一条 指定法人が第四十九条第一項の規定による許可を受け消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務又は消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部を廃止したときは、当該廃止された事業の業務に係る消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約は解除されたものとみなす。

2 指定法人が前条第一項又は第二項の規定によりその指定を取り消されたときは、当該指定法人が締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約は解除されたものとみなす。

3 指定法人が第四十九条第一項の規定による許可を受け消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務若しくは消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部若しくは一部を休止し若しくは廃止したとき又は前条第二項の規定により

責任共済事業等の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、当該指定法人と消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村若しくは水害予防組合又は当該指定法人と消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している市町村は、第八条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、直ちに当該指定法人と締結している消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約(第一項の規定により解除されたものとみなされた消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約を除く。)を解除することができる。

4 第一項若しくは第二項の規定により指定法人と締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約若しくは消防団員退職報償金支給責任共済契約が解除されたものとみなされた市町村若しくは水害予防組合又は前項の規定により指定法人と締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約若しくは消防団員退職報償金支給責任共済契約を解除した市町村若しくは水害予防組合は、自治省令で定めるところにより、基金又は他の指定法人との間に、それぞれ新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。

5 前項の規定により新たに締結された消防団員等公務災害補償責任共済契約(以下この項において「新契約」という。)が、当該新契約を締結した市町村若しくは水害予防組合が指定法人と締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約以下この項において「旧契約」という。)を第一項若しくは第二項の規定により解除されたものとみなされた日又は当該市町村若しくは水害予防組合が当該旧契約を第三項の規定により解除した日(以下この項において「契約解除の日」という。)から政令で定める期間内に締結されたものである場合には、当該新契約は、契

約解除の日の翌日に締結されたものとみなす。

前項の規定は、第四項の規定により新たに締結された消防団員退職報償金支給責任共済契約について準用する。この場合において、前項中「消防団員等公務災害補償責任共済契約」とあるのは「消防団員退職報償金支給責任共済契約」と、「市町村若しくは水害予防組合」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

第 二 項 若しくは第二項の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約が解除されたものとみなされた指定法人(前条第一項又は第二項の規定により指定法人の指定を取り消された者を含む)又は第三項の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約若しくは消防団員退職賃金支給責任共済契約を解除された指定法人は、自治省令で定めるところにより算定した掛金を、自治省令で定めるところにより、これらの契約の相手方であつた市町村又は水害予防組合に払い戻さなければならない。

(政令への委任)

第五十二条 前三条に規定するもののほか、指定法人が消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務若しくは消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部若しくは一部を休止し若しくは廃止した場合は指定法人がその指定を取り消され若しくは責任共済事業等の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合における措置に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

第十九条を第三十五条とする。

第十八条中、「前三条」を、「第三十条から前条まで」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次の節名を付する。

第五節 監

第十七条第一項中

その承認を受けなければ」を提出しな

「は」に改め 同条第

自治大臣の承認を受けたときは、その「を」を前項

の規定により自治大臣に提出した」に、「公告しななければならない」を「公告し、かつ、これらを各事務所に備えて置かなければならない」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(責任準備金)

第三十三条 基金は、自治省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならぬ。

第三十六条中「自治大臣に提出し、その承認を」を「当該事業年度の開始前に、自治大臣の認可を」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十五条中「終る」を「終るる」に改め、同条を第三十条とし、第八条から第十四条までを削る。

第七條第二項及び第三項中「定款で」を「理事長の」に改め、同条を第二十二條とし、同條の次に次の五條、一節及び節名を加える。

(役員を選任及び解任)

第二十三條 役員を選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自治大臣は、役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)、定款若しくは業務方法書に違反する行為をしたとき、又は基金の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、基金に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 自治大臣は、基金が前項の規定による命令に従わなかったときは、当該役員を解任することができる。

(代表権の制限)

第二十四條 基金と理事長、常務理事又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第二十五條 理事長は、基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

選任することができる。

(評議員会)

第二十六條 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員十人以上以内で組織する。

3 評議員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、自治大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二十七條 基金の職員は、理事長が任命する。

第三節 業務

第二十八條 基金は、第十四條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 この法律の規定による消防団員等公務災害補償責任共済事業を行うこと。

二 この法律の規定による消防団員退職報償金支給責任共済事業を行うこと。

三 この法律の規定による消防団員等福祉事業を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第十四條の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 基金は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十九條 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、自治省令で定める。

3 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、第一項の規定により認可をした業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。

第四節 会計

第六條中「理事長一人、常務理事一人、理事十人以内及び監事四人」を「理事長、常務理事、理事及び監事」に改め、同条を第二十一条とする。

第五條を第十八條とし、同條の次に次の二條及び節名を加える。

(名称の使用制限)

第十九條 基金でない者は、消防団員等公務災害補償等共済基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第二十條 民法(明治二十九年法律第八十九號)第四十四條及び第五十條の規定は、基金について準用する。

第二節 役員等

第四條第一項第五号中「役員」を「役員の数、任期、選任の方法その他の役員」に改め、同項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 評議員会に関する事項

第四條第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 定款の変更に関する事項

第四條第一項中第十一号を第十号とし、同条第二項を次のように改め、同条を第十七條とする。

2 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第三條第二項中「自治大臣の認可を受けて」を削り、同条を第十六條とする。

第二條中「基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」という。)」に改め、同条を第十五條とする。

第一條の次に次の一条及び一章並びに章名、節名及び一条を加える。

(定義)

第二條 この法律において「消防団員等公務災害補償責任共済契約」とは、市町村又は水害予防組合が、この法律の定めるところにより消防団員等公務災害補償等共済基金(以下この章及び

次章において「基金」という。)又は指定法人に掛金を支払うことを約し、当該基金又は当該指定法人が、当該市町村又は当該水害予防組合が支払責任を負う消防団員等公務災害補償に関し、当該市町村又は当該水害予防組合に対し、この法律の定めるところにより当該消防団員等公務災害補償に係る非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤の水防団長若しくは水防団員、水防従事者又は応急措置従事者(第一條第一項において「非常勤消防団員等」という。)に係る療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償又は葬祭補償に要する経費を支払うことを約する契約をいう。

2 この法律において「消防団員退職報償金支給責任共済契約」とは、市町村が、この法律の定めるところにより基金又は指定法人に掛金を支払うことを約し、当該基金又は当該指定法人が、当該市町村が支払責任を負う消防団員退職報償金の支給に関し、当該市町村に対し、この法律の定めるところにより当該消防団員退職報償金の支給に要する経費を支払うことを約する契約をいう。

3 前二項において、「指定法人」とは、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行う者として自治大臣が指定した者をいう。

第二章 消防団員等公務災害補償等責任共済及び消防団員等福祉事業

第三條 市町村又は水害予防組合は、消防団員等公務災害補償の実施のため、基金又は指定法人(前条第三項に規定する指定法人をいう。以下同じ。)との間に、自治省令で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

(消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結) 第四條 市町村は、消防団員退職報償金の支給の実施のため、基金又は指定法人との間に、自治

省令で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。

(契約締結の拒絶の禁止)

第五条 基金及び指定法人は、前一条に規定する契約の申込みを受けたときは、これらの契約の締結を拒絶してはならない。

(基金又は指定法人の支払)

第六条 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合であつて、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該消防団員等公務災害補償に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

2 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結した市町村であつて、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に退職した非常勤消防団員に係る消防団員退職報償金の支給を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

(消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金)

第七条 消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額及び消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額は、人口、水害予防組合の組合員の数、非常勤消防団員の数、非常勤の水防団長及び水防団員の数等を基準として政令で定める。

2 基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合及び基金又は指定法人との間に消

防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している市町村(次項において「契約締結市町村等」という。)は、前項に規定する掛金を、毎年度、政令で定めるところにより、政令で定める支払期限までに、これらの契約を締結している基金又は指定法人に対して支払わなければならない。

3 基金又は指定法人は、前項に規定する支払期限後に掛金を支払う契約締結市町村等に対して、政令で定める額の割増金を請求することができる。

(契約の解除)

第八条 基金及び指定法人は、消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約を解除することができる。

2 消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合は、自治省令で定めるところにより、当該契約を締結している基金又は指定法人に対して、前年の十二月末日までに予告した場合においては、三月末日において当該契約を解除することができる。

3 前項の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約を解除した市町村又は水害予防組合は、自治省令で定めるところにより、直ちに、基金又は指定法人との間に、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

4 前二項の規定は、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している市町村について準用する。この場合において、前二項中「消防団員等公務災害補償責任共済契約」とあるのは、「消防団員退職報償金支給責任共済契約」と、「市町村又は水害予防組合」とあるのは、「市町村」と読み替へるものとする。

5 消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。
(契約の解除後に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した場合の取扱ひ)

第九条 既に締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約を解除し、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合(第五十一条第一項又は第二項の規定により既に締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約が解除されたものとみなされ、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合を含む。

次項及び第三項において「新契約締結市町村等」という。は、自治省令で定めるところにより、その旨を解除した消防団員等公務災害補償責任共済契約(第五十一条第一項又は第二項の規定により解除されたものとみなされた消防団員等公務災害補償責任共済契約を含む)を締結していた基金又は指定法人(第五十条第一項又は第二項の規定により指定法人の指定を取り消された者を含む。次項及び第三項において「旧契約締結団体」という。)に通知しなければならない。

2 旧契約締結団体は、前項の通知を受けたときは、第三十三条又は第四十四条に規定する責任準備金のうち新契約締結市町村等に係るものとして自治省令で定めるところにより算定した金額(次項において「移換金額」という。)を、政令で定めるところにより、新契約締結市町村等が消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した基金又は指定法人(次項において「新契約締結団体」という。)に移換しなければならない。

3 前項の規定により移換金額の移換を受けた新契約締結団体は、旧契約締結団体が新契約締結市町村等に対して支払うこととされていた事故に係る消防団員等公務災害補償に要する経費のうち政令で定めるものについて、当該新契約締結市町村等に対して、その請求に基づき、旧契約締結団体に代わつて、支払を行わなければならない。

(政令への委任)
第十条 この章に定めるもののほか、消防団員等

公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約が解除された場合における基金又は指定法人の支払責任その他の措置に、必要な事項は、政令で定める。

(基金及び指定法人の権限)

第十一条 基金は、基金と消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村若しくは水害予防組合又は基金と消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結した市町村(以下この項において「契約市町村等」という。)が行う消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給に必要な経費を当該契約市町村等に対して支払う場合において必要があると認めるときは、当該契約市町村等の市町村長若しくは水害予防組合の管理者に対して説明を求め、報告をさせ、若しくは当該消防団員等公務災害補償若しくは当該消防団員退職報償金の支給に係る帳簿書類の提出を求め、又は職員をして当該契約市町村等の市町村長若しくは水害予防組合の管理者の保管する当該帳簿書類若しくは当該非常勤消防団員等の診療を担当した者の診療録その他の帳簿書類を実地に調査させることができる。基金が消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給に必要な経費を契約市町村等に支払つた後において、その支払額に錯誤があると認めるに至つたときも、また、同様とする。

2 前項の場合において、基金の職員が実地に調査するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定法人について準用する。この場合において、第一項中「又は職員」とあるのは、「又は自治大臣の許可を得てその職員」と、前項中「証明書」とあるのは、「証明書及び自治大臣の許可を受けたことを証する書面」と、「これを」とあるのは、「これら」と読み替へるものとする。

(基金又は指定法人の返還要求)
第十二条 基金又は指定法人は、消防団員等公務

災害補償又は消防団員退職報償金の支給を行う市町村又は水害予防組合に対して、第六条又は第九条第三項の規定によりその経費を支払った後において、その支払額について錯誤があつたことが判明したときは、当該市町村又は水害予防組合に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

（消防団員等福祉事業）

第十三条 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合に代わつて、政令で定めるところにより、被災団員及びその遺族の福祉に關して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

一 外科後処置に關する事業、補装具に關する事業、リハビリテーションに關する事業その他の被災団員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災団員の療養生活の援護、被災団員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災団員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 基金又は指定法人は、前項の事業を行うに当たつては、公務上の災害を受けた常時勤務に服することを要する地方公務員及びその遺族の福祉に關する事業の実態を考慮して行うものとする。

3 基金又は指定法人は、消防団員等の福祉の増進を図るため、政令で定めるところにより、消防団員等の公務上の災害の防止に關する活動に對する援助その他の消防団員等の公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

第三章 消防団員等公務災害補償等共済基金

金

第一節 総則

（目的）

第十四条 消防団員等公務災害補償等共済基金は、消防団員等公務災害補償及び消防団員退職

報償金の支給の的確な実施に資するため消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行い、あわせて消防団員等福祉事業（第十三条第一項及び第三項に規定する事業をいう。以下同じ）等を行うことにより、消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与することを目的とする。

本則に次の三條を加える。

第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第四十九条第一項の規定による許可を受けず、消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部を廃止したとき。

第六十条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反して登記することを怠つた基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第六十一条 第十九条の規定に違反した者は、十

万円以下の過料に処する。

附則第十一條を次のように改める。

（総務庁設置法の適用除外）

第十一條 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（平成八年法律第...）の施行後においては、基金については、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四号の規定並びに同条第十三号及び第十四号の規定（国の委任又は補助に係る業務に關する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。

附則第十二條から第十五條までを削る。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次條の規定は、公布の日から施行する。

（消防団員等公務災害補償等共済基金に關する経過措置）

第二條 消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）までに、その定款をこの法律による改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（以下「新法」という。）第十七條第一項の規定に適合するように変更し、自治大臣の認可を受けるものとする。

この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

2 基金は、施行日までに、新法第二十九條第一項に規定する業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

3 自治大臣は、前二項の認可をするに当たつては、あらかじめ、建設大臣に協議するものとする。

第三條 この法律の施行の際現に消防団員等公務災害補償等共済基金という名称を用いている者については、新法第十九條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四條 この法律の施行の際現に在職する基金の理事長、常務理事、理事又は監事は、それぞれ新法第二十三條第一項の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けた理事長、常務理事、理事又は監事とみなす。

2 前項の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けたものとみなされる基金の役員の任期は、この法律による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法（以下「旧法」という。）第八條第七項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

3 この法律の施行の際現に在職する基金の職員

は、新法第二十七條の規定により任命された職員とみなす。

第五條 基金の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る財産目録、事業状況報告書及び決算報告書については、なお従前の例による。

（消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約に關する経過措置）

第六條 施行日前に旧法第九條の規定により締結された消防団員等公務災害補償責任共済契約及び旧法第九條の二の規定により締結された消防団員退職報償金支給責任共済契約は、それぞれ新法第三條の規定により締結された消防団員等公務災害補償責任共済契約及び新法第四條の規定により締結された消防団員退職報償金支給責任共済契約とみなす。

（消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給に關する経過措置）

第七條 新法第六條第一項の規定は、施行日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

2 施行日前に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償のうち旧法第十條の規定により基金が市町村又は水害予防組合に對してその補償に要する経費を支払うこととされていたものは、新法第六條第一項に規定する契約が締結された日から解除される日までの期間内に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「基金又は指定法人」とあり、及び「当該基金又は当該指定法人」とあるのは、「基金」とする。

3 新法第六條第二項の規定は、施行日以後において退職した非常勤消防団員に係る退職報償金の支給について適用し、施行日前に退職した非常勤消防団員に係る退職報償金の支給については、なお従前の例による。

4 新法第七條の規定は平成九年度以後の年度に係る掛金について適用し、施行日前に旧法第十

一条の規定により支払わなければならないこととされた掛金については、なお従前の例による。

5 旧法第十条の規定により基金が支払った消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給に要する経費に係る基金の返還要求については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防組織法の一部改正)

第十条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十六号中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十一条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十八号中「を認可し、役員を任命し、及び事業計画書を承認」を「役員の選任及び解任並びに事業計画書を認可」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十八の二 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第一百七号)の規定に基づき、指定法人を指定し、並びにこれに対し業務規程、役員の選任及び解任並びに事業計画等を認可すること。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四条の三第一項第六号中「消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法

律第一百七号)第一条」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第一百七号)第十四条」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中十三の項を削り、十四の項を十三の項とし、十五の項を十四の項とし、十五の二の項を十五の項とする。

(消費税法の一部改正)

第十七条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。